

企画競争説明書

業務名称： エクアドル国土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト

調達管理番号： 21a00133

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。
また、見積もりの際には2021年度報酬単価 (月額上限額) を適用してください。(2021年3月3日お知らせ参照)
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年4月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エクアドル国土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年7月 ～ 2025年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合

も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第3回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、少なくとも以下の時期における部分払1回を含めて部分払を計画することとします¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 小嶋良輔、Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム(監督職員:同チームの課長)

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(本件については、特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年5月6日 12時

- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
 注1）原則、電子メールによる送付としてください。
 注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
 注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年5月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
 (URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年5月28日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プロポーザルとは別のファイルにしてください）

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 現地再委託経費（必要と想定する場合）
 - ・ 本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
- c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨＝US\$を使用
 - b) US\$ 1＝105.743 円
 - c) EUR 1＝129.4 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／土砂災害対策
- b) 開発計画・土地利用計画
- c) リスク評価

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 33M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最

低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月11日（金）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、必要に応じて、監督職員との打合せ時にプロポーザルの評価内容についてご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：土砂災害対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／土砂災害対策

➤ 開発計画・土地利用計画

➤ リスク評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／土砂災害対策】

- a) 類似業務経験の分野：土砂災害対策
- b) 対象国又は同類似地域：エクアドル国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 開発計画・土地利用計画】

- a) 類似業務経験の分野：災害リスクを考慮した開発計画・土地利用計画
- b) 対象国又は同類似地域：エクアドル国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）

【業務従事者：担当分野 リスク評価】

- a) 類似業務経験の分野：土砂災害リスク評価
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teams オンラインまたは電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／土砂災害対策</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：開発計画・土地利用計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：リスク評価	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。（プロポーザルとは別のファイルにしてください。）

1. 実施時期： 6月3日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1） 1社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2） 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エクアドル国土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

エクアドル共和国（以下「エクアドル」）において、土砂災害は最も深刻な自然災害の一つであり、全ての自然災害犠牲者のうち4割以上が土砂災害によるものである（Emergency Events Database (EM-DAT), 1990-2014）。エクアドルの首都キト市は人口約198万人（2019年）、面積4,235.2 km²の大都市であるが、エクアドル国内において土砂災害に最も脆弱な都市の一つであり（「エクアドル共和国防災分野基礎情報収集・確認調査」（2014年））、2013年から2018年における1,693件の緊急事態通報のうち、48.79%が、土砂災害に関連するものであった。特に2017年には、土砂災害による緊急事態が453件記録され、397人が被災している。

これらの土砂災害への対策の実施は、単一の行政区域を対象とする場合は地方自治体、複数の行政区域を含む場合は国家危機管理・緊急事態機関（Secretaria Nacional de Gestión de Riesgos y Emergencias (SNGRE)）が担っており、地質・エネルギー調査庁（IIGE）がこれら土砂災害対策責任機関に対する技術的支援を行っている。IIGEは、地質調査を担う地質鉱業冶金研究所及びエネルギー調査を担う国立エネルギー効率・再生エネルギー研究所の2つの研究機関の統合によって2018年5月に設立された機関であるが、土砂災害に関する知識は充分ではなく、調査・分析、モニタリング等の十分な能力を有していない。キト市の土砂災害対策を担うキト市リスク管理局は、市民への啓発活動に加え、IIGEから技術的な情報提供を受け、土砂災害に対する災害リスクの把握、防災・減災への投資、災害後の緊急対応、復旧・復興活動を行う必要があるが、IIGEの調査・分析能力並びに適切な情報提供が不足している事に加え、キト市役所も土砂災害の早期警報の実施、リスク評価及びリスク評価に基づく土地利用規制等、適切な土砂災害対策を実施できていない。

以上のように、エクアドル、特にキト市における土砂災害リスクの軽減のためには、IIGEの土砂災害に係る調査・分析能力の向上、土砂災害リスク評価能力の向上、及びIIGEから提供される技術的情報をもとにしたキト市役所による土砂災害対策の実施能力の強化が求められていることから、JICAはエクアドルの土砂災害対策能力強化を目的とした本プロジェクトの実施を決定した。JICAは、2020年11～12月に基本計画策定調査を実施し、その結果をもとにIIGEとキト市との間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」）を締結した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

エクアドル国土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト

(2) 事業目的

本プロジェクトは、キト市において、カウンターパートであるIIGEとキト市の土砂災害リスクの分析・評価の能力向上、早期警戒体制の構築等を行うことにより、土砂災害対策に係る能力強化を図り、もってハザード分析・リスク評価に基づいた対策実施に寄与するもの。

(3) 上位目標

エクアドル国内の土砂災害危険地域において、強化されたハザード分析・リスク評価に基づいた対策が実施される。

指標及び目標値（目標値は詳細計画策定調査後に決定）：

- ・プロジェクトを通じ技術移転された知見をもとに更新された土砂災害ハザードマップの数
- ・各サイトの状況に応じた早期警報基準が確立・更新される
- ・リスク評価に基づいて策定された土地利用計画の数

(4) プロジェクト目標

IIGE及びキト市役所の土砂災害対策に係る能力が強化される。

指標及び目標値（目標値は詳細計画策定調査後に決定）：

- ・改善された手法によりIIGEが地表及び地表下での調査・分析を行う
- ・IIGEが土砂災害ハザードマップを更新しキト市役所がリスク評価基準を修正する。
- ・キト市において土砂災害が発生した際に適切な基準に基づき早期警報が発出される。
- ・キト市の土砂災害リスクが高いと評価された地域においてリスク評価に基づき土地利用規制が用意される。
- ・キト市におけるリスク評価結果をもとに、キト市での構造物対策及び非構造物対策実施のための土砂災害対策計画（案）が作成される。

(5) 成果

- 1 IIGEの地表及び地表下での土砂災害の調査・分析能力が向上する。
- 2 IIGE及びキト市役所の土砂災害のリスク評価能力及びハザードマップの策定能力が向上する。
- 3 キト市役所の土砂災害早期警報システムが強化される。
- 4 キト市の土地利用規制/開発基準に土砂災害リスク評価を活用する能力が向上する。

(6) 活動

なお、以下の活動は、第6条.(1)のとおり、基本計画策定後の検討の一部を反映しているため、R/D上の記載と異なる部分が一部ある。

- 1-1 キト市を対象に、広域的な地質把握を目的に既存の地質データの整理及び過去の被災記録の収集・整理を行う。
- 1-2 キト市の地形や地盤変動を観測するため、合成開口レーダー（SAR）

- 観測データの取得・分析を行う。
- 1-3 キト市の詳細な地形データを分析するため、衛星データによる数値地形モデル (DTM) の作成、ドローン等のUAVによる3Dマッピング、複数データセットの合成を行う。
 - 1-4 1-1-1-3を踏まえ、広域的な地質・地形の観測・分析マニュアルの策定を行う。
 - 1-5 既存の研修システムを活用し、策定した観測・分析マニュアルの活用に関する研修を実施する。
-
- 2-1 土砂災害に関する既存のマニュアル、災害種分類、リスク評価方法、データ収集とリスク評価体制・手続きを確認する。
 - 2-2 過去の土砂災害記録を収集し、地域特性や雨量パターンとの関係进行分析する。
 - 2-3 既存のマニュアルを基に、ハザードマップ作成マニュアル (案) およびリスク評価マニュアル (案) を作成する。
 - 2-4 キト市において、2-3で作成したリスク評価マニュアル (案) にしたがって、限定された地域のハザード分析とリスク評価を実施する。
 - 2-5 キト市において土砂災害の想定被害範囲特定のためのシミュレーションを実施し、ハザードマップを更新する。
 - 2-6 キト市において関係者間のワーキンググループを結成し、キト市のリスク評価について共有する。
 - 2-7 2-4-2-6で得られた教訓を基に、ハザードマップ作成マニュアルおよびリスク評価マニュアルを最終化し、マニュアル活用に関する研修を行う。
 - 2-8 キト市におけるリスク評価結果をもとに、キト市での構造物対策及び非構造物対策実施のための土砂災害対策計画 (案) を作成する。
-
- 3-1 既存の早期警報システム (EWS) の体制・内容を調査する。
 - 3-2 必要に応じた既存EWSの改定を含む早期警報マニュアル (案) を作成する。
 - 3-3 キト市において、改定されたEWS及びマニュアル (案) に沿って、適切なEWSの設定、必要な警報機器の設置を行い、警戒・避難体制を強化する (警戒基準値の更新、避難地図の更新を含む)。
 - 3-4 キト市内で土砂災害リスクが高い地域を選定し、マニュアルに基づき土砂災害警報・避難訓練を行う。
 - 3-5 3-3, 3-4から得られた教訓を基に早期警報マニュアルを最終化し、マニュアル活用に関する研修を行う。
-
- 4-1 キト市の土地利用規制/開発基準の現状及び情報の確認
 - 4-2 土地利用規制/開発基準に係る指針 (案) の作成
 - 4-3 4-2で作成した土地利用規制/開発基準に係る指針 (案) をもとに、キト市での土地利用規制/開発基準 (案) を検討する。
 - 4-4 土地利用規制/開発基準 (案) のキト市関係機関への提出
 - 4-5 土砂災害リスクを考慮した土地利用基準/開発基準に係る指針を最終化し、活用に関する研修を行う。

(7) 対象地域

キト市

(8) 事業実施体制

①カウンターパート(C/P)機関

地質・エネルギー調査庁 (IIGE)、キト市役所

②プロジェクト実施体制

基本計画策定調査において、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、C/Pについて協議を行い以下の体制とすることを確認した。

- ・プロジェクトダイレクター
IIGE 事務局長
- ・プロジェクトマネージャー
IIGE 教育・科学普及局長、キト市安全管理・ガバナンス担当局長
- ・関係機関(合同調整委員会 Joint Coordinating Committee: JCC メンバー)
【エクアドル側】
 - ・地質・エネルギー調査庁 (IIGE)
 - ・キト市役所
 - ・国立水文気象研究所(INAMHI)
 - ・防災庁 (SNGRE)
- 【日本側】
 - ・JICA 専門家及び調査団
 - ・JICA エクアドル事務所
 - ・在エクアドル日本国大使館

(9) プロジェクト期間

2021年7月～2025年7月 (48ヶ月)

第4条 業務の目的

「土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書(Record of Discussion: R/D)に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、2. (2) の事業目的を達成する。

第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、2021年3月22日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がエクアドル国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針および留意事項」に十

分配慮して業務を実施することが求められる。

- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、エクアドル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 段階的な計画策定によるプロジェクトの検討

本プロジェクトでは、段階的な計画策定（二段階計画策定）を行う。すなわち、現時点で基本計画が確定しているが、この段階で迅速に協力を開始し、プロジェクト開始後に詳細計画を改めて策定したうえで、本格活動を開始するものである。

本プロジェクトの開始後に行う詳細計画策定調査において、受注者は、C/PやJICAと密に連絡をとりながら、「第7条 業務の内容（3）詳細計画策定調査」に記載の業務を行い、業務開始後3ヶ月以内を目途にR/D改訂案及び5項目評価を含む事前評価表（案）を作成する。

事前評価表はJICA内での決裁により確定される。また、R/D改定案についてはJICA（出張あるいはオンライン）も交えて先方と協議の上、最終案を確定させる。なお、R/D改定案については、JICA本部での確認作業の後、JICA及び先方政府間によって署名し確認する。

詳細計画策定調査では、主に以下の業務を行う。

- 必要な現状把握・課題抽出、
- R/D 内容（上位目標、目標、成果、活動内容やスケジュール）の再確認と必要に応じた修正事項の検討
- R/D を踏まえたプロジェクトの各活動の具体的な内容と範囲を定めるための検討
- 関係機関のプロジェクトへの関わり方とその内容に関する確認調整、
- プロジェクト目標やアウトプット等の各項目の達成指標や測定方法の検討

また、指標の設定後、速やかに、プロジェクト初期段階の各指標を測定し、「ベースライン」を把握すること。

PDMIにおける上位目標・プロジェクト目標・各成果に対応する指標及び活動は、R/D段階のPDMIは、プロジェクトの詳細計画策定調査にて、現状把握や課題の抽出結果に基づいて、プロジェクト関係者全員の合意をもって再定義や追加補足をすることが求められる。これは、プロジェクトの目標を関係者全員が具体的に理解する上で不可欠のプロセスである。指標設定にあたっては、定量的のみならず定性的な指標を採用することを可とするが、曖昧さを避け、客観性を担保するものとしなければならない。

また、以下（2）（3）にも記載のとおり、現在のR/D添付のPDM・POの枠組みに、以下を追加していくことを想定している。詳細計画策定調査において必要な現状把握・課題抽出を行い、適切な内容を検討した上で、JICAと協議の上、プロジェクト枠組みの修正につき、C/Pとの合意形成を図ること。

- プロジェクト目標の指標における構造物対策の位置づけ
- 土地利用規制/開発基準のみでなく、開発計画や重要インフラの整備計画等への土砂災害リスク評価結果の活用促進

以下の事項にも留意すること。

- 特に、基本計画策定にあたっては、現地への調査団派遣ができず、限られた時間の中で関連情報収集や C/P との協議が限定的であったことに留意して、丁寧な協議や合意形成を行うこと。
- 各活動の具体的な内容と範囲の検討にあたっては、現状把握・課題抽出の結果を踏まえ、アウトプットの精度や対象となる地域等を具体的に想定した上で、整理すること。
- 通常の詳細計画策定調査のような「評価分析」担当団員の派遣等を行わない。R/D 改定や 5 項目評価を含む事前評価表（案）の作成についても受注者が主体的に行う。
- R/D 改訂案及び 5 項目評価を含む事前評価表（案）の作成時期の目途について、渡航制約等により重大な影響が生じる場合には、JICA と協議の上、見直しを行う。
- 上述の開発計画や重要インフラ整備計画等への土砂災害リスク評価結果の活用促進等について、また、詳細計画策定調査において新たな課題が抽出され、プロジェクト活動に取り組むべきと判断される事項が生じた場合についても、本案件に係る業務量の総量を増加させることは想定していない。プロジェクトの全体枠組みや各活動の詳細計画を検討・協議を行う際には全体の業務量に留意すること。

プロポーザルにおいて、詳細計画策定調査の進め方や留意事項等について、具体的に提案・記載すること。特に、渡航に制約が生じた場合、そのような状況下でも効果的・効率的に現状把握・課題抽出・合意形成を進めていく方法を検討し、プロポーザルにて提案すること。

（２） 構造物対策について

本プロジェクトでは、ハザード分析・リスク評価とそれに基づく土砂災害対策計画の策定や警報、土地利用規制/開発基準への活用等を主要な課題としているが、根本的な土砂災害対策の削減を図るためには構造物対策の推進も重要事項である。本プロジェクトではキト市における構造物対策を含む土砂災害対策計画の策定に取り組むこととしている。現行の署名済み R/D に記載はないが、構造物対策（及び非構造物対策）を含む土砂災害対策計画が策定されることを、第 3 条（４）に記載のとおり、プロジェクト目標の指標に追記し、その重要性を確認することを想定しているため、第 6 条（１）に記載のとおり C/P との合意を図ること。

（３） 開発計画・土地利用計画や重要インフラ整備計画へのリスク評価の活用について

現行の署名済み R/D では、成果 4 に関し、土地利用規制/開発基準として記載しているが、より上位の開発計画・土地利用計画や重要インフラ（ライフライン、道路、学校、病院等）の整備計画等においてもリスク評価結果が活用されることが重要である。本プロジェクトではカウンターパートのキト市政府により対応できる部分がほとんどと思われるが、詳細計画策定調査において、上記の計画等における災害リスクの検討・反映状況の確認、関連部署の役割等を確認の上、本プロジェクトの中で、どのような形でプロジェクト活動に取り込んでいくことができるかにつき検討を行う。なお、現時点で想定できる活動内容について、プロポーザルに記載すること。

(4) 対象地域及び具体的な活動内容について

本プロジェクトではハザード分析やリスク評価、早期警報システムの導入、避難訓練の実施等について、キト市全体を対象として活動を実施する予定である。

当初、IIGE からの要請書には、キト市内において土砂災害リスクが特に高いサイトとしてモンハス川流域、キトウンベ地区をパイロット事業候補地とし、成果1に関し、個別サイトでのボーリング調査等が記載されていた。しかし、本プロジェクトでは、このような個別の狭い地区での研究的な色合いの強いパイロット事業を行うことは想定しておらず、より広域的な地質分布の把握を通じた調査・分析能力の向上により将来起こりうる災害に対してリスク評価を行うことに注力すること、及び、対象地域はキト市全体とすることを基本計画策定調査の段階で合意した。

現行の署名済み R/D では、早期警報システムや避難訓練の実施等でキト市の特定地域を対象とすることも想定されるため、パイロットサイト、パイロットプロジェクトといった記載が残っているが、上述のような誤解を再度惹起しないよう、詳細計画策定調査において用語の整理についても検討を行うこと。なお、本仕様書においては、すでにパイロットという語を使わない形で記載している。

(5) 対象とする土砂災害について

エクアドル側の要望に基づき、本プロジェクトでは、降雨によりもたらされる土砂災害を対象とし、火山活動や地震に由来するものは含まないことを確認している。

(6) エクアドル側の体制について

本プロジェクトでは、R/Dに署名したIIGEとキト市政府の他、INAMHI、SNGREの2機関も関係機関として関わる事が確認されている。これらの機関間の関係は基本計画策定調査時に概ね確認はしているが、詳細計画策定調査時に、所掌・役割、関係性等につき、詳細に確認すること。特に、これまでエクアドルで実施されていない事項にも取り組もうとしているため、定まっていることと定まっていないことに十分留意すること。

土砂災害の早期警報を出す際の基準の参考となる降雨量の情報はINAMHIが提供しているため、INAMHIから十分な関与・協力が得られるよう働きかけること。

また、複数の自治体を跨る土砂災害の場合早期警報等の土砂災害への対応はSNGREを介して実施されることになっている。また、本プロジェクトの成果をキト市外へ展開できるようにするためにもSNGREの役割は重要であると考えられるので、十分な関与・協力が得られるよう働きかけること。一方で、SNGREの能力や体制を十分に確認し、適度な関与の程度を検討すること。

(7) プロジェクトで作成するマニュアル類について

本プロジェクトでは、幾つかのマニュアルを作成することとしているが、マニュアル策定したいを目的とすることなく、策定を通じたカウンターパートの能力強化や、活動の結果得られた知見の集約・蓄積、策定後の活用に十分留意すること。

また、「マニュアル（案）策定」、「マニュアル（案）を活用して実践」という順序でプロジェクトの活動が記載されている事項もあるが、これは必ずしもマニュアル（案）を作り込んでから実際に活用する活動を行うという、作業の順序を定めたものではない。活動を通してマニュアルにまとめていく等、効果的な能力強化や効率的な業務実施となるよう工夫すること。

(8) プロジェクトで実施する研修について

本プロジェクトでは、マニュアルを作成の上、研修を行うとしている事項が幾つかある。IIGEやキト市等のC/P内での技術・手法の定着を主目的とするが、プロジェクト終了後にキト市以外にも土砂災害対策の取組みが行われるようにしていくことを念頭に、土砂災害対策リスクが高いと考えられる他都市の関係者等の参加も得られるよう、C/Pに働きかけること。

(9) プロジェクト・デザイン・マトリックス及び活動計画（以下、PO）を基本としたエクアドル側との共同運営

プロジェクトの実施、運営においては、PDM及びPOに沿ったエクアドル側との共同作業を基本とすること。また、プロジェクトの活動中に変更の必要が生じた際には合同調整委員会（JCC）での協議と合意をもって改訂することとし、受注者はその改訂に協力すること。

(10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に関し、JICAに提言を行うことが求められる。

また、一方で、当面の間は渡航に制約があることが想定され、遠隔での協議と国内作業を中心とした活動が想定される。こうした中でも効果的・効率的に業務を進めていく方法を検討し、プロポーザルにて提案すること。

(11) 国内及び現地会議の開催支援

受注者は、本プロジェクトに関連し開催される以下の国内及び現地会議の開催支援、参加、会議資料及び議事録の作成をJICAの指示に従い行うものとする。

- ・本邦及び現地におけるワークプランの説明・協議
- ・業務進捗報告書、業務完了報告書に基づくJICAの担当部及びJICAエクアドル事務所への進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の報告
- ・現地で開催するプロジェクトJCCにおける業務進捗の報告及び実施計画の説明

(12) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をエクアドル及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクト開始後、積極的かつ効果的な広報に努めること。具体的な活動計画について、プロポーザルで提案すること。

(13) 仙台防災枠組への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組2015-2030（Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030）」を踏まえ、エクアドルが仙台防災枠組の達成に取り組むための材料として、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し各報告書に記載する。仙台防災枠組では「災害リスクの理解」「強靱化に向けた防災への投資」が掲げられており、本プロジェクトを通じ関係者の中で仙台防災枠組への理解が浸透するよう、働きかけること。

(14) プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者

及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICAに報告すること。

(15) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

本業務は、「第6条 実施方針及び留意事項」及び「第7条 業務の内容」に記載のとおり、プロジェクトの各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、受注者は以下の点に留意すること。

- ・ JICAへの報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ・ JICAとの協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予めJICA担当者が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- ・ JICAとの協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA担当者の内容の確認を受けること。
- ・ 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA側の十分なレポート案のレビュー時間を確保すること。

第7条 業務の内容

- ・ 業務の内容は以下を想定しているが、PDM上での活動に沿った記載をしているため、必ずしも時系列に沿った記載をしている訳ではない。受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。また、PDMの上位目標及びプロジェクト目標の定量的評価指標はプロジェクト開始時点では未設定であるため、業務開始後に収集した情報やプロジェクトの進捗を踏まえつつ、適切な評価指標案を提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上やプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) ワークプラン(W/P)の作成

プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程及び現地活動における活動計画、手法を明示したW/Pを取りまとめる。W/Pの作成にあたっては、可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、各業務の目的は何か、他の業務とどのように関わってくるか、C/Pが果たす役割は何か、C/Pの業務量はどの程度か等についてC/P側が具体的にイメージを持つことができるよう配慮する。

(2) W/Pの提出・説明・協議

W/Pをエクアドル側に提示し、説明及び協議を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域及び現地活動における作業計画、手法、エクアドル側便宜供与、C/Pの配置、JCC設置状況等（特に基本計画やR/D締結時に双方確認合意した事項）について、現地にて再度確認し必要事項につき合意を得る。

【詳細計画策定調査】

(3) 詳細計画策定調査

① 国内準備

ワークプランの作成と並行し、詳細計画策定調査に向けた国内準備を行う。調査計画及び方針を検討すると共に、C/P 機関への質問票（必要に応じて）の取りまとめを行う。対処方針（案）を作成し、対処方針会議等で協議を行い、渡航前に詳細計画策定

調査方針に関して日本側関係者間で合意を図る。

② 詳細計画策定調査の実施

第6条(1)に記載の事項を踏まえ、詳細計画策定調査方針に基づき、C/PやJICAと密に連絡をとりながら詳細計画策定調査を行い、業務開始後3ヶ月以内を目途にR/D改訂案及び5項目評価を含む事前評価表(案)を作成する。

なお、活動1-1、2-1、2-2、3-1、4-1等においても現状把握・課題抽出を予定しているので、これらの活動のうち計画策定に必要な事項は、詳細計画策定調査の一部として取り組むこと。プロジェクトの詳細な活動の検討にあたり、基本計画策定時の収集情報に加え、以下の点を含むエクアドルの土砂災害に係る情報収集・分析を行う。

- 土砂災害に関連する法令・制度、政策、予算制度・予算規模、各関連組織の役割・人員(開発計画・土地利用計画・土地利用規制/開発基準、重要インフラの整備計画等の関連も含む)
- 気象観測を含む、各種観測や災害リスク評価の体制・能力
- 雨量データ、地形測量等各種観測データ、地形図、衛星画像・航空写真等の関連データ
- 非構造物対策(ハザード分析・リスク評価、早期警報・避難体制、リスク評価を踏まえた土地利用計画等)及び構造物対策の実施状況
- 関連する研修・人材育成制度、マニュアル類

【活動1に関する業務】

- (4) キト市を対象に、広域的な地質把握を目的に既存の地質データの整理及び過去の被災記録の収集・整理を行う。(活動1-1)

キト市を対象とした広域的な地質把握を目的に、既存の地質データ・地質図やボーリングデータ、関連する地形データ、衛星画像や航空写真等のデータおよび過去の被災記録の収集を行う。収集した情報の内容に沿って、以降の活動につながるよう適切な取りまとめ方をC/Pと議論し、利用しやすさも考慮したデータベースとして整理しプロジェクト関係者に共有する。

- (5) キト市の地形や地盤変動を観測するため、合成開口レーダー(SAR)観測データの取得・分析を行う。(活動1-2)

キト市の地形や地盤の変動を観測するための技術に関して、IIGE技術者との議論を通じて現在の技術レベルを把握する。その上で導入すべき新しい技術(例えば合成開口レーダー(SAR)観測データ等の入手・活用・分析手法・ソフトウェアに関する技術、高頻度衛星(衛星コンステレーション)を活用して土砂災害発生箇所を迅速に調査する技術、など)をIIGEに伝える。具体的にはワークショップやセミナー等を開催する。IIGEが習得した技術を用いて、過去の土砂災害の事例を分析するためのOJTを行う。活動1-2、1-3で扱う技術は、詳細計画策定調査や活動1-1等による状況把握・課題抽出の結果により、C/Pにとって適切なものを具体的に選択することとするが、現時点で想定される技術について、プロポーザルにて記載すること。

- (6) キト市の詳細な地形データを分析するため、衛星データによる数値地形モデル(DTM)の作成、ドローン等の無人航空機(UAV)による3Dマッピング、複数データセットの合成を行う。(活動1-3)

キト市の詳細な地形データを分析するため、衛星データによる数値地形モデル(DTM)の作成、ドローン等のUAVIによる3Dマッピング、複数データセットの合成を行うための技術、その他の関連技術を、ワークショップやセミナーを通じて習得させる。その他の関連技術とは、LiDAR（航空レーザ計測）から作成する赤色立体地図、微地形を判読することで斜面崩壊危険度を評価する技術、崩壊と起伏量・斜面形状・傾斜角・集水面積等の地形データとの関係を分析する技術など、具体的にはIIGEとの議論やJICAとの協議によって選定すること。最終的には、IIGE自らが崩壊危険度を評価して市内の分布図を作成できるようにすること。

- (7) 活動 1-1 -1-3 を踏まえ、広域的な地質・地形の観測・分析マニュアルの策定を行う。(活動 1-4)

実際の活動を踏まえ、収集データから見た課題、土砂災害リスク削減に向けた方向性、それまでの活動記録から得た地質・地形の観測・分析評価のあり方、整理した各種手法の解説、今後の継続的改善のための仕組み、等を含んだマニュアルを策定する。内容についてはIIGEとの議論やJICAと十分協議すること。

- (8) 既存の研修システムを活用し、1-4 で策定した観測・分析マニュアルの活用に関する研修を実施する。(活動 1-5)

C/Pが保有する既存の研修システムに、上記活動で策定した「観測・分析マニュアルの活用」の内容を導入するよう体制の整備を行い、研修を実施する。

【活動2に関する業務】

- (9) 土砂災害に関する既存のマニュアル、災害種分類、リスク評価方法、データ収集とリスク評価体制・手続きを確認する。(活動 2-1)

既存の各種マニュアルや成果レポート等を収集するとともに、C/P が実施しているハザード分析・リスク評価に関する手法、実施体制、手続きを確認する。

- (10) 過去の土砂災害記録を収集し、地域特性や雨量パターンとの関係を分析(活動 2-2)

- 1) 過去の土砂災害発生事例の資料収集整理
抽出した土砂災害発生事例を、土砂災害の分類、地形、地質、雨量、土砂移動、現象の規模、土砂氾濫堆積範囲、被災状況等の状況等を基に整理する。
- 2) 現地調査
発生状況を概括するための現地調査計画を作成し、現地調査を実施する。現地調査にあたっては、詳細な雨量、被災状況、避難状況等の資料も併せて収集する。対策工の効果についても、災害の被災の有無に係わらず、分類ごとに整理する。
- 3) 土砂災害発生状況の分析
上記で収集した資料や現地調査結果を基に、土砂災害の要因(分類、地形、地質、雨量、土砂移動、現象の規模、土砂氾濫堆積範囲、被災状況)を整理・分析

し、発生場所及び土砂氾濫堆積範囲の特徴、並びに地形等からそれらを特定する方法について検討する。

4) 被害状況に関する整理、分析

土砂災害による人命の損失や家屋等の破損の状況を整理・分析する。また、家屋が破壊・破損する荷重等外力及びその評価手法を検討する。また、他の土砂災害の事例に当てはめるなど、手法の妥当性の検討を行う。

5) 土砂災害の実態のまとめ

上記の調査・分析結果を基に、エクアドルにおける土砂災害の発生と地域特性や降雨パターンとの関係を分析・整理する。また、対策工についても効果を明らかにする。

(1 1) 既存のマニュアルを基に、ハザードマップ作成マニュアル（案）およびリスク評価マニュアル（案）を作成（活動 2-3）

1) ハザードマップ作成マニュアル

土砂災害危険区域を特定することを目的に、エクアドルおよび日本で使用されている手法の特徴を分析し、エクアドルの土砂災害実態を網羅し、全土に適用可能な手法を検討・提示する。その後、1/5,000もしくは1/2,500程度の縮尺を念頭に置いたハザードマップ作成マニュアル（案）の作成を支援する。

2) リスク評価マニュアル

エクアドルや日本及び諸外国で使用されている手法を参照し、客観性があり、かつ定量的・実用的なリスク評価手法を検討・提示する。また、早期警戒や土地利用計画などに活用することを念頭に置いて検討を行う。エクアドル政府は2019年に25,000分の1縮尺のリスク評価マニュアルを作成しており、このマニュアルを更新する活用する形でリスク評価マニュアル案を作成する。

(1 2) キト市において、活動 2-3 で作成したリスク評価マニュアル（案）にしたがって、ハザード分析とリスク評価を実施（活動 2-4）

1) 予備調査

関連資料の収集、調査計画の立案、空中写真判読、地域単位の設定等に係る予備調査を実施する。

2) 基図の作成

活動1で収集・分析した資料を基に基図を作成する。

3) 現地踏査

現地踏査の際の実施項目（着目ポイント等）を検討、提示する。実施項目に基づき、現地踏査を実施する。

4) ハザード分析

ハザードマップ作成マニュアル（案）に基づき、ハザードマップの作成を支援する。

5) リスク評価

リスク評価マニュアル（案）に基づき、リスク評価を実施する。

ハザード分析・ハザードマップ・リスク評価の精度と広さについては、詳細計画策定調査の結果等を踏まえ、適切に判断することとするが、狭く深く絞り込みすぎることが無いよう留意する。

- (13) キト市において土砂災害の想定被害範囲特定のためのシミュレーションを実施し、ハザードマップを更新（活動 2-5）

使用するシミュレーションソフトについては、IIGEと協議をして決定する。また、シミュレーションに必要な物性値については、現地調査や研究成果等から検討し、決定する。

- (14) キト市において関係者間のワーキンググループを結成し、キト市のリスク評価について共有（活動 2-6）

関係機関・組織を集めたワーキンググループを結成する。結成したワーキンググループを通じて、上記で実施したハザード分析・リスク評価の手法およびその結果を関係者間で共有する。なお、ワーキンググループの結成は早めに行い、早期から参加者意識の醸成に努めることとする。

- (15) 2-4-2-6 で得られた教訓を基に、ハザードマップ作成マニュアルおよびリスク評価マニュアルを最終化し、マニュアル活用に関する研修を行う。（活動 2-7）

マニュアルを最終化するにあたっては、C/Pとも十分に協議し、研修時にもC/Pが主体的に企画・立案・参加するよう働きかける。

- (16) キト市におけるリスク評価結果をもとに、キト市での構造物対策及び非構造物対策実施のための土砂災害対策計画（案）を作成する。（活動 2-8）

プロジェクト終了後にエクアドル側により優先地域での構造物対策及び非構造物対策が実施されるよう、キト市と協議しながらキト市における土砂災害対策計画（案）を作成する。C/Pが今後取り組むべき事項等も実現可能なロードマップとして整理し、構造物対策・非構造物対策の計画実施の確度が高まるように留意する。併せて、上位目標の達成に向けた取り組むべき事項も同様に具体的に整理する。

【活動3に関する業務】

- (17) 既存の早期警報システム（EWS）の体制・内容を調査する。（活動 3-1）

土砂災害に対する早期警報発令体制、警戒避難基準値、発令実績、各組織が所有する雨量計の整備状況と今後の整備計画等を調査する。なお、本活動で対象とするのは、雨量データを用いた早期警報とする。

- (18) 必要に応じた既存のEWS改定を含む早期警報マニュアル（案）を作成し、キト市において改定されたEWS及びマニュアル（案）に沿って警戒・避難体制を強化（活動 3-2、3-3）

1) 土砂移動現象の閾値に関する知見の整理

早期警報発令のための雨量基準値の検討に際し、日本などでの各設定手法の考

え方や長所短所を整理する。

2) 早期警報マニュアル（案）の作成

雨量基準の設定方法、早期警報発令プロトコル、雨量観測システムの内容を含む早期警報マニュアル（案）の作成を支援する。

3) キト市を想定した早期警報発令のための雨量基準値の検討

活動2-2で得られた土砂災害発生と地域特性・雨量の調査果を基に、キト市の地域特性を考慮した早期警報発令のための雨量基準値を設定する。

4) プロトコルの検討

キト市の早期警報発令プロトコルを検討する。迅速・円滑に警報を発令するために、各機関の役割を明確にし、十分に連携が取れるように各機関間の意見交換・技術交流を促すこと。警報内容や通知方法についてはC/Pと受注者で検討し、住民等へのヒアリングも行う。

5) 試験的運用

地域特性を考慮して設定された雨量基準値と早期警報発令プロトコルの試験的な運用を実施する。運用の地域や期間については関係機関と情報の共有を行う。必要に応じてこれらの見直しを行う。

運用を効率的、効果的に実行するために、IIGE、キト市が所有する既存の雨量観測システムの改良を検討する。

(19) キト市内で土砂災害リスクが高い地域を選定し、マニュアルに基づき土砂災害警報・避難訓練を行う（活動3-4）

キト市において検討された早期警報システムに基づき、キト市の高リスク地域を対象として土砂災害発生時を想定した早期警報の発出及び対象地域住民の避難訓練を行う。実施にあたってはキト市及び対象地域の自治体と十分な協議を行う。

(20) 3-3, 3-4 から得られた教訓を基に早期警報マニュアルを最終化し、マニュアル活用に関する研修を行う。（活動3-5）

【活動4に関する業務】

(21) キト市の土地利用規制/開発基準の現状及び情報の確認（活動4-1）

キト市において、土地利用規制/開発基準に係る法整備、今後の計画、実施体制の状況を確認する。

(22) 土地利用規制/開発基準に係る指針（案）の作成（活動4-2）

キト市において、土砂災害危険区域における土地利用や開発基準について規定した土地利用規制/開発基準に係る指針（案）を作成支援する。指針（案）作成にあたっては、下記の検討・評価等を行う。

1) 土砂災害危険区域における土地利用ゾーニングの手法検討

エクアドルの実情を十分に踏まえ、土砂災害危険区域における土地利用ゾーニング手法を検討する。検討にあたっては、活動3-1等の調査結果を用いてゾーニング手法の適合性の確認を行う。

2) 土地利用規制/開発に係る管理手続きの検討

他地域への展開も視野に入れ、エクアドルにおける土砂災害に関連した土地利用規制/開発の管理手続き（申請、審査、許可等）等を確認する。

- (23) 4-2 で作成した土地利用規制/開発基準に係る指針（案）をもとに、キト市での土地利用規制/開発基準（案）を検討（活動 4-3）

上記で作成した土地利用規制/開発基準に係る指針（案）に基づき、キト市の土地利用規制および開発基準（案）の作成を支援する。

(24) 土地利用規制/開発基準（案）のキト市関係機関への提出（活動 4-4）
活動4-3で作成したキト市の土地利用規制及び開発基準（案）を正式に運用するため、キト市における同文書の承認プロセス及び承認機関を確認の上、各担当機関に同文書の提出を行う。

- (25) 土砂災害リスクを考慮した土地利用基準/開発基準に係る指針を最終化し、活用に関する研修を行う。（活動 4-5）

研修を受講したC/P職員が、キト市以外の地域においても、本プロジェクトで得た知見を活かし、土地利用基準/開発基準に係る指針を展開できるように検討する。

【本邦研修】

- (26) 本邦研修の実施

技術移転の一環として、C/P職員を中心に研修を実施する。研修計画作成の際には、研修目的を明確にし、研修内容を設定する。また、研修計画の立案にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い、JICA に事前に相談し、承認を得るものとする。

現時点で想定している本邦研修の概要は以下のとおりであるが、詳細計画策定調査において改めて詳細を検討すること。

<概要>

実施回数：プロジェクト期間中に2回

受入人数：8～10名程度/1回（準高級研修員を全体で3名程度想定）

想定実施時期：①2022年4月、②2023年4月

実施期間：2週間程度

研修内容：①早期警報及びリスク評価に関する研修

②土地利用規制/開発基準に関する研修

第8条 報告書等

次の報告書等をJICAの指示に従い、JICAが指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。なお調査期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA本部及エクアドル事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

- (1) 報告書等

本プロジェクトの各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。成果品を業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数	提出先
① 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：2部	JICA
② ワーク・プラン	業務開始から約1ヵ月後	英文：4部	JICA及びC/P
③ モニタリングシート	業務開始から半年ごと	和文：2部 英文：3部	JICA及びC/P
④ 詳細計画策定調査報告書(案)	業務開始から3ヶ月以内	和文：1部	JICA
⑤ 詳細計画策定調査報告書	業務開始から4ヶ月以内	和文：1部 英文：3部 CD-R：2部	JICA
⑥ 業務進捗報告書 1	2022年10月中旬	和文：2部	JICA
⑦ 業務進捗報告書 2	2024年2月中旬	和文：2部	JICA
⑧ 業務完了報告書	プロジェクト終了1か月前 なお、ドラフトを2か月前に提出し、 JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：2部 英文：3部 CD-R：3枚	JICA
プロジェクトブリーフノート	業務開始から5ヵ月後 業務開始から12ヵ月後 業務開始から24ヵ月後 業務開始から35ヵ月後の4回	電子データにて提出	JICA

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAと受注者で協議、確認する。

・ 詳細計画策定調査報告書記載項目

a) 詳細計画策定結果の概要

① 要請の背景

② 調査内容、調査期間

b) エクアドル国における土砂災害対策の現状と課題

c) 協力の概要

① プロジェクトの基本方針、現状・課題における位置づけ

② プロジェクト名称

③ 上位目標・指標

④ 成果・指標

⑤ 活動（スコープの選定理由を含む）

⑥ 投入計画（傾向機材、研修を含む）

⑦ プロジェクトの実施体制

- ⑧ 外部要因、前提条件
- ⑨ 広報計画
- ⑩ プロジェクト実施上の留意点

d) プロジェクトの評価

- ① 妥当性
- ② 有効性
- ③ 効率性
- ④ インパクト
- ⑤ 持続性

e) 付属資料

f) その他必要な事項

・ 業務進捗報告書/業務完了報告書

- ① 本プロジェクトの背景・経緯・目的
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクトの目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でもかまわない。）

イ) PDM（最新版、変遷経緯）

ロ) 業務フローチャート

ハ) 詳細活動計画

ニ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）

ホ) 研修員受入れ実績

ヘ) 供与機材・携行機材実績（引渡リストを含む）

ト) 合同調整委員会議事録等

チ) その他活動実績

・ 技術協力成果品等

本業務の成果として作成される以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ① ハザードマップ作成マニュアル
- ② リスク評価マニュアル
- ③ 早期警報マニュアル
- ④ 土地利用規制/開発基準に係る指針
- ⑤ キト市における土地利用規制/開発基準(案)

・ プロジェクトブリーフノート

上記仕様のとおり、各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクトの概要をJICA内部・関係者・外部に説明するために使用する。

＜JICAプロジェクトブリーフノート仕様＞

各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。ドラフトファイナルレポート提出時のものは先方政府ならびにJCCへの説明および内容に関する協議を行い、

協議結果を踏まえJICAプロジェクトブリーフノートを修正する。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

JICAプロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- (1) プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）
- (2) 各提出時期に内容を更新し、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする
- (3) 図表を多く取り入れて分かりやすくする
- (4) カラーにして見た目にも美しくする
- (5) 日本語、英語の両方で作成

和文・英文共にA4版8枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1ページ目はタイトル（タイトルの左下にJICAのロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は2段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、タイトル上の「JICAプロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はMS明朝で大きさは10.5、日本語本文中の英語はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

その他、詳細に関しては特に規定しない。

「JICAプロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。

・ 防災情報取りまとめ

JICAが定める様式によりエクアドルの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

・ プロジェクト説明パワーポイント（概要説明1枚及び説明数枚程度）：開始時、各年、終了時

・ プロジェクト写真集：各年、終了時

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年7月に業務を開始し、全体期間は2025年7月下旬までの約48か月とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 66 人月 (M/M) (現地：59M/M、国内7M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／土砂災害対策 (2号)
- ② 開発計画・土地利用計画 (3号)
- ③ 地質調査・分析
- ④ 土木工学・構造物対策
- ⑤ リスク評価 (3号)
- ⑥ GIS・衛星画像解析・ドローン活用技術
- ⑦ 警報・避難システム

(3) 現地再委託

詳細計画策定調査の結果に応じて、現地再委託が必要な業務が生じる場合には、契約変更により現地再委託(または現地雇人)による業務実施を可とする。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

現時点で現地再委託が必要と想定される業務があれば、プロポーザルで提案すること。その際には、当該業務の目的、仕様、工期等の内容、概算費用と委託先の選定・契約方法(見積書による価格比較、入札等)、現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等について、現時点で可能な範囲で含めること。概算費用については別見積とすること。ただし、当初契約には含めないこととし、詳細計画策定後に必要に応じ契約変更を行うこととする。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- ・要請書
- ・基本計画策定調査結果
- ・R/D、M/M
- ・基本計画策定調査に関連する資料

2) 公開資料

- ・エクアドル共和国防災分野基礎情報収集・確認調査
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12262655.pdf>

(5) 対象国側による便宜供与

以下の事項について提供が行われる予定。

- ・ C/Pの配置
- ・ 執務スペースの確保
- ・ プロジェクト運営管理費 (C/Pの国内出張旅費など)
- ・ プロジェクト活動に必要となる機材の運用・維持管理経費

(6) その他留意事項

1) 機材購入

本プロジェクトでは、現時点では供与機材の調達を想定していない。

供与機材とは別の業務上の必要に応じ契約に含めて調達した資機材(事業用物品)については、JICA エクアドル事務所にて登録の上、受注者が管理を行い、本業務終了時に JICA 本部及び JICA エクアドル事務所と協議の上、C/P 機関に引き渡すものと JICA エクアドル事務所での保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

5) 安全管理

業務渡航／一般渡航の条件

(渡航前)

ア 事前準備

- ・業務渡航の場合、渡航 3 週間前を目途にエクアドル事務所代表メールアドレス(cc: エクアドル事務所安全管理担当者)宛に日程及び出張者情報をメールする。
- ・一般渡航の場合、渡航 3 週間前を目途にエクアドル事務所代表メールアドレス(cc: エクアドル事務所安全管理担当者)へメールにて連絡を取る。その際、通話可能な携帯電話番号と交信可能なメールアドレスに加え、訪問先都市名、移動手段及び発着時刻、宿泊先名と宿泊先の電話番号を事務所に連絡する。
- ・渡航者は渡航前に「安全対策マニュアル」を熟読する。 ・エクアドル事務所等の緊急連絡先を渡航時に携帯する。

イ 宿舎の手配

- ・業務渡航の場合は、エクアドル事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。
- ・バーニョスでの宿泊は禁止。(日中の日帰りの訪問は可) ウ その他
- ・エスメラルダス県南部、トゥングラウア県のトゥングラウア火山周辺地域への渡航は、一週間前までにエクアドル事務所に事前連絡する。

・国境を陸路で超える必要がある場合は、エクアドル事務所に 1 カ月前までに連絡し、事前承認を得ること。

(滞在中)

ア 行動規制

・外務省・大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動を取る。
・安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。

・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定化しない。
・銀行又は ATM を使用后、周囲に怪しい人物がいないか確認する。
・デモ・集会・群衆が多く集まる場所へは近づかない。
・夜間の外出は最小限に留める。
・肌の露出を抑える等、目立たないように心がける。
・銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。
・キトパネシージョの丘への日没後の登頂、マリスカル地区への午後 8:00 以降の訪問・滞在は禁止。

・グアヤキル Cerro del Carmen, Pascuales の訪問は禁止。
・キトカロリーナ公園への日没後（17:00～6:00）の進入及び外周歩道の歩行は禁止。
・チンボラソ、コトパクス等の雪山本格登山(山小屋 Refugio までの登山は可)は禁止。

イ 通信手段

・携帯電話を常に通話可能な状態とする。

ウ 移動手段

・市内については、夜間の徒歩・車両による移動は最小限に留める。
・都市間移動は、飛行機又は車両による移動を基本とする。車両の場合はバス、又は現地事情に精通したドライバーを雇用または傭上する。
・都市間移動は、基本的には日没後日の入り前の移動は行わない。業務上どうしても日没後日の入り前の都市間移動が発生する場合は、朝は早くても 6:00 以降に移動元の市内を出発し、夜は遅くとも 20:00 までに移動先の市内に移動できる日程にすること。